

第33回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和2年2月26日（水） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第65号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第66号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて |
| 日程第5 | 議第244号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第245号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第246号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第247号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第248号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第249号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第250号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第251号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第13 | 議第252号 | 農用地利用配分計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

岩本洋子

○本日会議に出席した事務局職員

事務局次長：水橋靖、畜産課長：倭一弘、振興主事：池田正人、

農地主事：林義一、書記：木戸脇良昭、尾形博司

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職 務 代 理	ただいまより第33回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、4番岩本委員より欠席の連絡が入っており、本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。
会 長	ご苦労様でございます。 テレビ、新聞等でコロナウイルスが問題になっていますが、先程この会場までいつもの道路を通ってきましたが、観光客はほとんどいない状況でした。そのような状況を踏まえ、飛騨蔬菜出荷組合の総会も後の懇親会は開催しないこととなりました。また、私事ですが、自分のおふくろがデイサービスを利用していますが、2日から9日まで受け入れをやめるという連絡が先ほど届きました。色々な所へ影響しています。一番不安なのは、検査体制が整っていないことです。 本年度も残り2か月となりましたが、今日もスムーズな進行をお願いして挨拶といたします。
職 務 代 理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め進行いただきます。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 18番 洞谷委員と、19番 田口委員を指名しますので
お願いします。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第65号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地 今回は54法人のうち4法人についての報告となります。
主 事 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、4件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第66号 農地法の規定に基づく許可
処分の一部取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記	1件の報告です。 (取消す許可の種類と時期、取消理由を説明) 以上 1件の報告をさせていただきます。
議長	以上、報告のとおり確認しました。 続きまして、日程第5 議第244号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします
木戸脇書記	本日は、30件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明) (その他の説明) 12番から30番案件は、通常の農地権利異動ではなく、当該地で計画される小水力発電事業に係る埋設管の地下地役権を設定するもの。 以上、30件 田畑73筆で計39,783.3㎡についてご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの件についてご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。 続きまして、日程第6 議第245号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

今回は、6件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

2番案件については、営農型太陽光発電施設の支柱部分の転用で3年ごとに更新が必要となる一時転用案件です。なお、要項改正により都市計画区域の用途地区については更新期間が10年となります。

以上、6件 田畑 10筆で 計 4,770.48 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第246号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

本日は11件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、

地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振案件については適用年度及び目的を説明)

以上 11件 田畑26筆 4,813.61㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第247号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記 今回は、3件の上程です。
(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上3件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第248号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記 今回は、1件の上程です。
(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思

有を確認したことを説明)

以上 1 件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第 10 議第 249 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願いますが、1 番 2 番は委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。

最初に委員案件について、事務局の説明を願います。

尾 形 本日は 56 件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤
書 記 強化促進法第 18 条第 3 項による要件に該当しております。

(1・2 番について (受人ごとに) 認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田 3 筆 3,026 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1 番 2 番案件について承認といたします。

1 番 2 番の関係委員の議事参加制限を解きます。

続きまして 3 番以降の説明を願います。

尾 形 (3 番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営
書 記 内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上 53 件 田畑 119 筆 162,448 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。
	<p>続きまして、日程第 11 議第 250 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
尾 形 書 記	<p>本日は 23 件についての上程です。</p> <p>農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田 畑 85 筆 218,090 m²について、新規・更新 5 年から 20 年の賃貸借権を設定するものです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。
	<p>続きまして、日程第 12 議第 251 号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願いますが、1 番～32 番は委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。</p> <p>最初、委員ごとに説明願います。</p>
尾 形 書 記	<p>本日は 85 件についての上程です。</p> <p>（1 番～5 番、6 番～29 番、30 番～32 番について（受人ごとに）認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明）</p> <p>以上、田畑 32 筆についてご審議をお願いいたします。</p>

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番～32番案件について承認といたします。
関係委員の議事参与制限を解きます。
続きまして33番以降の説明をお願いします。

尾 形 (33番以降ついて、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営
書 記 内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、
貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)
以上53件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)については、承認と
します。

続きまして、日程第13 議題252号 農用地利用配分計画〔権利
移転〕(案)について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 形 本日は1件についての上程です。
書 記 (以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示
を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認
定農業者・担い手等の別、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・
賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、1件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用配分計画〔権利移転〕（案）について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

それではこれもちまして、第33回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

洞谷 由次 委員

田口 康慈 委員
